

(財) 自治体国際化協会 ロンドン事務所 マンスリー トピック (2012年2月)

【連合王国崩壊? - スコットランド独立に向けた動きが本格化】英国

「あなたは、スコットランドが独立国になるべきであるという考えに同意しますか?(Do you agree that Scotland should be an independent country?)」

— スコットランド自治政府が、スコットランド独立の是非を問う住民投票で使うことを提案している質問の文言。自治政府が 2012 年 1 月に発表した協議文書で提案された。

中央政府は住民投票の合法性に異議

スコットランド国民党 (Scottish National Party、SNP) 率いるスコットランド自治政府が 2012 年 1 月、スコットランド独立の是非を問う住民投票について意見を募ることを目的とした協議文書 (consultation paper) を発表した。SNP は、スコットランドの英国からの独立を党の方針として掲げる唯一の政党である。エリザベス女王の即位 60 周年記念式典やロンドンオリンピックといった大規模行事が続く 2012 年は、英国にとって歴史的な年である。しかし、自治政府が同文書を発表し、連合王国離脱への青写真を初めて示したことによって、英政界の関心は、これらの行事や、また 5 月に控えた地方選及びロンドン市長選でもなく、スコットランドの独立問題に向けられている。折しも現在、アルゼンチンと英国の間で、英領フォークランド諸島の領有権を巡る対立が再燃している。スコットランド独立の件とあわせ、これらの問題が近い将来、連合王国の崩壊を招き、英国は、イングランドと海外領土のみで構成される現在よりも格段に小さな国になるのではと懸念する声も聞かれる。

* * *

スコットランド自治政府が 2012 年 1 月 25 日に発表した協議文書の表題は、「あなたのスコットランド、あなたの住民投票 (Your Scotland, Your Referendum)」である。同文書は、スコットランド独立の是非を問う住民投票に関して、◎住民投票で使う質問の文言 ◎投票用紙のデザイン ◎投票日を土曜日に設定する可能性 ◎独立賛成派及び反対派によるキャンペーン運動の予算への上限設定の可能性などに関する 9 つの質問を掲げている。

同文書によると、スコットランド自治政府は、2014 年秋に住民投票を実施する意向である。2014 年は、ロバート 1 世率いるスコットランド軍が、スコットランド中部のバノックバーンでイングランド軍を破り、独立を勝ち取った「バノックバーンの戦い」からちょうど 700 年後

の年にあたる。住民投票でスコットランド独立への賛成が過半数を占めた場合、自治政府は、独立について英国中央政府と交渉を開始することとしている。

協議文書は、住民投票の投票資格について、スコットランド議会選挙と同様、◎スコットランド在住の英国籍者 ◎スコットランド在住の EU 及び英連邦加盟国の国籍保持者に与えられるとしている。スコットランド生まれであるが、現在はスコットランドに在住していない英国籍者には投票権が与えられない(この点は意見集約作業の対象ではない)。また、英国の選挙権年齢は 18 歳以上であるが、独立に関する住民投票ではこれを 16 歳に引き下げることが提案している。

これに対し、独立反対派からは、スコットランド議会選挙ではなく、英国議会下院選挙の投票資格を適用するよう求める声が上がっている。下院選挙の投票資格を適用した場合、EU 及び英連邦加盟国の国籍保持者であるスコットランド在住者には投票権が付与されない一方、海外在住のスコットランド生まれの英国籍保持者には票が与えられる(海外在住者は、郵便投票制度の利用によって投票ができる)。独立反対派がこの方法を支持するのは、海外在住者の英国人の多くが現在の連合王国の維持を望むと推測されるためである(ただし、後述する中央政府の協議文書では、スコットランド自治政府と同様、スコットランド議会と同じ投票資格を適用するとの案が提案されている。ここで言う英国下院選挙の投票資格の適用を求める「独立反対派」とは、野党労働党などを含む協議文書より広い範囲の勢力を意味する)

協議文書による意見集約作業は、2012 年 5 月まで続けられる。その後、2013 年 11 月に始まるスコットランド議会の審議期間中に、住民投票の実施を可能にする法律の法案が議会に提出される。

スコットランド自治政府が独立に関する住民投票実施の権限を有するか否かという点については、過去何年もの間、議論が重ねられてきた。その理由は、スコットランド議会と自治政府の設置を規定した「1998 年スコットランド法」に、イングランドとスコットランドの連合に関する問題については中央政府が権限を留保すると規定されているためである。そのため、中央政府は現在も、スコットランド自治政府による独立の是非を問う住民投票の実施は越権行為であるとの立場を取っている。この問題については、今後も更に議論が続くものと思われる。

なお、英国中央政府のスコットランド省も、2012 年 1 月から 3 月初旬まで、「連合王国におけるスコットランドの今後 (Scotland's Constitutional Future)」と題する協議文書によって、スコットランド独立を巡る住民投票に関する独自の意見集約作業を実施した(意見集約作業の結果については、本報告書の末尾を参照)。

* * *

現在のスコットランド議会と自治政府が発足したのは、ブレア労働党政権下の 1999 年である。SNP は、2007 年のスコットランド議会選挙で初めて最大政党となったが、過半数の議席を獲得できなかったため、少数与党政権を発足させた。2010 年には、独立の是非を問う住民投票を実施するための法案の草案を策定し、これに関する意見集約作業を実施したものの、他政党の反対を見越して議会への提出を見送ったこともあった。

2011 年 5 月に実施された次のスコットランド議会選挙で、SNP は、129 議席中 69 議席を制する大勝を果たした。スコットランド議会の選挙制度としては、単独の政党が過半数を獲得しにくいように小選挙区・比例代表連用制が採用されているにもかかわらず、SNP が過半数を獲得できた理由の一つには、同党のアレックス・サモンド党首の人気の高さがある。同党首は、優れた政治手腕を有するのみならず、人を引き付けるカリスマ性を持ち、信頼に足るスコットランドの「顔」としての役割を務めているとして、野党からも高く評価されている(スコットランドの代表者という意味をこめて、マスコミから「ミスター・スコットランド」とのあだ名も付けられている)。

しかし、世論調査の結果を見ると、前回選挙における SNP の大勝は、必ずしもスコットランド住民の大半が独立に賛成であることを意味しているわけではないことが分かる。最近行われたある調査では、前述の協議文書で自治政府が提案している質問の文言を使ってスコットランド独立への賛否を聞いたところ、賛成は 41%にとどまった。また、スコットランドの独立反対派が提案する「スコットランドは独立国になるべきですか。それとも英国の一部として残るべきですか？(Should Scotland become an independent country, or should it remain part of the United Kingdom?)」との質問を使った調査では、賛成意見は更に減少し、33%であった。スコットランド自治政府は、独立支持を訴えるキャンペーン活動によって、住民投票実施までに、賛成派を 50%以上に増やしたい意向である。

なお付け加えると、SNP が台頭するまで、戦後のスコットランドで最も多くの支持を集めていた政党は労働党のスコットランド支部であるスコットランド労働党であり、英国議会の下院に多くの議員を送り込んでいた(対照的に、保守党のスコットランド支部であるスコットランド保守党は徐々に支持を減らし、1997 年の下院選挙では、ただの一人も議員を選出することができなかった。その後、2001 年から 2010 年までの 3 回の下院選挙で、スコットランド保守党から当選できた議員の数は、それぞれ一人ずつに留まっている)。1999 年、2003 年のスコットランド議会選挙で最も多くの議席を獲得したのはスコットランド労働党であった。しかし、2007 年にスコットランド議会における最大政党の座を SNP に奪われて以来、同党は方向性を見失ったままであり、支持率低迷に苦しんでいる。2007 年の地方選挙では、単独支配する自治体の数を、選挙前の 13 からわずか 2 つに減らしている(しかしこれは、スコットランド労働党への支持低下と言うよりも、同年からスコットランドの地方選挙の投票方式に比例代表連用制が採用され、単一の政党による自治体支配が困難になったことが理由である)。

右派から左派までを含むスコットランドの民族主義

スコットランドとイングランドの連合は、1707年に両地域が統合されたことに始まる(ただし、これより約100年早い1603年より、スコットランド王はイングランド王を兼ねていた)。以降、スコットランドでは常に、イングランドと国家を共有している事実¹に反発する層が存在していた。そうした敵対心の背景には、イングランドによるスコットランド侵略と虐殺の歴史があることは言うまでもない。しかし、イングランドとの統合に対する反発心が、政党による政治的主張として表現されたのは、スコットランド独立を党の方針として掲げて1934年にSNPが結成された時が初めてであった。SNPは、結党以来長らく低調な時期が続いたが、1967年にスコットランド南部の選挙区での下院補欠選挙に勝利して以降、徐々に支持を拡大していった。

スコットランドの独立を求める民族主義者(ナショナリスト)の中で、SNPは穏健派である。ナショナリストには他に、「スコットランド共和国」の創設を訴える極左のテロ組織や、イングランド人に対して人種差別的態度を取る右派の人々も含まれる(もともと、SNPの党員も大半は穏健派であるが、左派、右派に分類される層も含まれている)。

1960年代後半から、スコットランド独立に反対する中央の政党(労働党及び自由民主党)は、独立派に対する懐柔策として、スコットランドへの分権構想を視野に入れるようになった。しかし、歴代の保守党政権は、常にこの考えに反対の立場を取っていた。

スコットランド独立反対派は「最大限の分権」を推進

スコットランドにとって、現状維持ではなく、しかし独立でもない選択肢は非常に少ない。SNPの一部の人々は、スコットランドがチャンネル諸島やマン島のような英国の「王室属領(Crown Dependency)」になる可能性を検討したこともある。しかし、王室属領は、法律の制定に英国の枢密院(Privy Council)¹の承認を必要とする。そのため、スコットランドが王室属領になっても、独立支持派が望むような完全な主権を有する独立国家としての地位を得ることはできない。

中央政府が現在、スコットランド自治政府の独立への要求を鎮めることを狙いとして試みているのは、スコットランド議会への更なる権限移譲である。2010年5月に誕生した保守党と自由民主党の連立政権は、同年11月、この目的のため、「スコットランド法案(Scotland Bill)」を下院に提出した。同法案は、スコットランドへの分権の今後について検討することを目的に、連合王国の維持を支持するスコットランドの3大政党(スコットランド労働党、スコットランド自由民主党、スコットランド保守党)の提案で2008年4月に発足した「カルマン委員会」の最終報告書の提案に基づいて策定され、スコットランド議会への所得税の一部税率決定権の移譲などを提案している。同委員会の設置は、当時の中

¹ 国政に関する女王または国王の顧問官の集合体。メンバーは多くが下院または上院の古参議員。

中央政府(政権党は労働党)も支持していた。同法案は、これまでに幾つかの修正が加えられていること及び SNP が内容の一部に反対していることから審議が遅れており、未だに成立に至っていない。

また、同法案とは別に、スコットランド独立反対派が提案しているのが、通称で「最大限の分権(Devo Max)」と呼ばれる案である。「最大限の分権」に普遍的な定義はないが、一般的には、スコットランドを英国に残したまま、マクロ経済、社会保障、税制などの現在は中央政府が権限を留保する事項を含めた外交と国防以外の全分野において権限を移譲する案を意味する。「Devo Max」は、「Devolution=分権」と「Maximum=最大」をつなげた造語である。なお、スコットランドの英国残留支持派の中でも、スコットランド保守党は、「最大限の分権」に反対の立場である。

SNP は、スコットランド独立の是非を問う住民投票において、独立への賛否を問う質問と共に、「最大限の分権」への支持・不支持を問う2つ目の質問も投票用紙に掲げ、住民の意見を聞くことに前向きであるとの意向を示している。その理由は、完全な独立には反対する人も、「最大限の分権」には賛成することが期待できるからである。

君主は英女王、EU 加盟するが通貨はポンド ～SNP が語る独立後のスコットランド～

スコットランド独立の是非を問う住民投票の結果は、今のところ予測がつかない。しかし、スコットランド自治政府のサモンド首相は既に、「独立後」のスコットランドについてマスコミ等で発言を行っている(こうした発言の狙いは、独立への賛否を決めかねている層の独立への支持を促すことであるかもしれない)。

かつては連合王国の一部であったが、独立して単一の国家になった前例としては、アイルランド共和国がある。しかし、スコットランドの独立は、もし実現するとしても、アイルランドのそれとは異なる形を取ることになる。アイルランドはまず、1922年に英国の自治領(dominion)になった後、1949年にアイルランド共和国として完全に独立し、英連邦からも離脱した。

一方、サモンド自治政府首相によると、独立後のスコットランドは、単一の国家として英連邦に残り、英国女王または国王が従来通りスコットランドの君主になる。このことによって、独立国スコットランドが、スコットランドが抜けた「英国」との間で、現在の英連邦諸国(カナダ、オーストラリアなど)と英国との間に存在するのと同様の関係を楽しむようにしたい意向である。

逆に、スコットランドが独立した場合、アイルランドとの共通点になると思われる事柄の一つは、軍事力の規模である。SNP は、アイルランドを手本に、独立後のスコットランドの軍隊を小規模に留めたいと考えている。しかし、スコットランドが独自の軍隊を持つことは、英軍の伝統あるスコットランド連隊(Scottish regiments)を解散させることを意味するため、

特に高齢のスコットランド住民からは、この案に批判的な声も出ている。なお、SNP は、独立後のスコットランドの軍隊の名称を「スコットランド国防軍 (Scottish Defence Force)」とする考えである。

SNP はまた、英連邦のみならず、独立国スコットランドの EU 加盟を希望しつつも、通貨にはユーロではなく引き続き英ポンドを使用したいとの考えを明らかにしている²。しかし、中央政府のジョージ・オズボーン財務相は、これに反対する発言を行っている(実際のところ、スコットランドは既に、英ポンドを使用しながら独自の紙幣を発行しているため、財務相のこの発言は現状と矛盾する)。

スコットランドが単独で EU に加盟するのであれば、EU の新規加盟国に係るルールに従って、欧州諸国間の通行自由化を目的とする「シェンゲン協定」に参加する義務が生じる。シェンゲン協定とは、パスポート審査なしでの諸国間の移動を可能にする取り決めであり、1995 年に開始されて以来、現在までに 26 カ国が参加している。しかし、英国は不参加であるため、スコットランド独立が実現すれば、「スコットランド」と、スコットランド離脱後の「英国」との国境で、国境審査を行う必要が生じることになる。

しかし、スコットランドが EU 加盟を試みた場合、スペイン、フランス、イタリアが反対することを予測する声もある。なぜなら、これらの国々も、バスク地方(スペイン)やコルシカ島(フランス領)などの歴史的に独立運動が盛んな地域を抱えており、こうした地域の住民に、スコットランドと同様の道を歩むことができるとの考えを抱かせたくないためである。

また、スコットランドが英国から離脱した場合、経済的自立が困難であるとの意見は多いが、最近の報道によると、ムーディーズなどの世界の 3 大格付け会社はいずれも、独立後のスコットランドが現在の英国と同様に「AAA」の格付けを与えられる可能性はないとの考えを示している。格付け会社によると、スコットランドが独立時に英国の累積債務の一部を引き継ぐこと、住民一人当たりの公的支出額が高いこと、税収が低いことなどを考慮に入れると、AAA より何段階か下の評価を受けることになると考えられる。

キャメロン英首相は、2012 年 2 月中旬、スコットランドを訪問し、サモンド自治政府首相と会談した。キャメロン首相はこの際、メディアの取材に対し、スコットランドが独立すれば、国連安全保障理事会の常任理事国及び北大西洋条約機構 (NATO) の加盟国としての英国の地位に重大な影響が及ぶ恐れがあるとの懸念を表明した。首相は更に、「チョコレートバーを折るように」連合王国を分断することはできないとして、スコットランド独立に反対の立場を強調した。

更に、その他の最近の動きとしては、2012 年 4 月、中央政府のスコットランド省が、前

² EU の規則では、全ての新規加盟国が、欧州単一通貨ユーロの採用を求められると規定されている。しかし、それにも関わらず SNP は、独立後のスコットランドが英ポンドを使用することを主張している。

述のスコットランド独立を巡る住民投票に関する独自の意見集約作業で寄せられた返答の概要を発表した。スコットランド省によると、意見集約作業では、一般住民、企業、学者などから 2857 通の回答が寄せられた。

そのうち、「スコットランド独立の是非を問う住民投票は、単一かつ簡潔な質問でなければならない」という中央政府の意見は、回答者全体の 75%が賛成し、「圧倒的な支持(スコットランド省)」を得た。また、住民投票の実施時期については、スコットランドを拠点とする多くの企業を含む回答者の 70%が、「遅くにではなく、なるべく早く(sooner rather than later)」に行うべきであるとの案に賛成であると回答した。更に、全体の 86%が「スコットランド独立に関する住民投票では、『選挙管理委員会 (Electoral Commission)』が実施主体となるべき」との案に賛成したほか、71%が、「住民投票での投票権は、スコットランド在住者に与えられるべきである」と回答したことなどが分かった。

***付録:**

スコットランド自治政府及び中央政府のスコットランド省が発行した協議文書の内容比較

	スコットランド自治政府発行の「あなたのスコットランド、あなたの住民投票 (Your Scotland, Your Referendum)」	スコットランド省発行の「連合王国におけるスコットランドの今後 (Scotland's Constitutional Future)」
住民投票の実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 住民投票の実施時期は 2014 年秋。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民投票実施の期限または投票日に関する提案は特になし。しかし、「遅くにはなく、なるべく早く (sooner rather than later)」に実施すべきと明記。
住民投票の参加資格	<ul style="list-style-type: none"> 住民投票の投票資格は、スコットランド議会選挙と同様、スコットランド在住の英国籍者、並びに EU 及び英連邦加盟国の国籍保持者に与えられる。ただし、16、17 歳の若者にも投票権を与えることを提案。 	<ul style="list-style-type: none"> スコットランド独立の是非を問う住民投票の投票資格は、スコットランド議会選挙と同様でなければならない。
住民投票の質問	<ul style="list-style-type: none"> スコットランド独立の是非を問う単一の質問にすると案に賛成。しかし、「最大限の分権 (Devo Max)」への支持・不支持を問う 2 つ目の質問を投票用紙に掲げ、住民の意見を聞くとの案にも前向きである。 	<ul style="list-style-type: none"> スコットランド独立に関する住民投票は、単一かつ簡潔な質問で、スコットランドの今後を明白に決定づけるものでなければならない。
住民投票の効力・合法性	<ul style="list-style-type: none"> 住民投票の結果に対して疑問が持たれたり、異議申し立てが行われてはならない。 住民投票でスコットランド独立が支持された場合、スコットランド自治政府は、中央政府と独立の条件について交渉を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 法的拘束力を有するスコットランド独立に関する住民投票は、英国国会で現在審議中の「スコットランド法案」の修正または英国国会でのその他の法律の制定によって初めて実施できる。 住民投票に関してスコットランド議会が制定する法律は、住民の意見を参考までに聞く機会を提供するのみである。
選挙管理委員会 (Electoral Commission) の役割	<ul style="list-style-type: none"> 選挙管理委員会は、住民投票の監視・規制を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> 選挙管理委員会は、住民投票の実施主体となる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 投票の実施において、他の全ての選挙と同程度の公平さ、透明性を確保する。 最低投票率に関する規定は設けない。 	

【大規模行事で世界の注目の的となる好機を捉え、政府が「GREAT」な英国をプロモーション】英国

10 のテーマを掲げたプロモーション、日本もターゲット国に

デービッド・キャメロン首相は 2011 年秋、文化・メディア・スポーツ省 (Department for Culture, Media and Sport、DCMS) の主導で、「GREAT (グレート)」とのスローガンを掲げた新たな英国の海外向けプロモーション活動を開始することを明らかにした。その目的は、様々な公的機関による海外向けプロモーション活動を、包括的なキャンペーン活動を通して支援することである。「技術革新」、「起業」、「クリエイティビティ」、「知識」、「環境」、「歴史的遺産」、「スポーツ」、「ショッピング」、「音楽」、「田園風景」という英国が世界に誇れる 10 の点をテーマとして掲げ、それらに焦点を当てたプロモーション活動を行っている。

英国では昨年 4 月、ウィリアム王子とキャサリン妃の結婚式が盛大に行われ、世界各国に報道された。更に今年は、エリザベス女王の即位 60 周年記念イベント「ダイヤモンド・ジュビリー」にロンドンオリンピックと、大規模な行事が続くことになる。英政府は、大イベントの開催で世界の目が英国に向けられるこの機会に「GREAT」キャンペーンを実施することで、更なる観光客誘致と輸出と投資の促進につなげたい考えである。

キャメロン首相は、2011 年 9 月に米ニューヨークで行われた同キャンペーンの立ち上げ発表の席で、「異なる政府組織が一体となって対英投資について海外へ情報を発信すること、更に何百万人も外国人観光客を誘致することを可能にする」などと述べ、新たなプロモーション活動開始の意義を強調した。首相は更に、次のように述べた。

「2012 年に、人々が訪れるべき場所は一つしかない。来年の夏、オリンピックという地上で最も偉大なイベントが、世界で最も偉大な都市の一つであるロンドンで開催される。我々は、この好機を最大限に活用し、国全体の利益となる経済面での恒久的な遺産 (レガシー) を残すことを固く決意している。このキャンペーンで我々が伝えたいことは単純である。英国は魅力溢れる国であり、私たちは、我が国が、起業する場所として、また投資、留学、旅行先として望ましい場所であることを、大きな声で、誇りを持って伝えたいのである」

冒頭で述べたように、「GREAT」キャンペーンは、文化・メディア・スポーツ省の主導で行われている。しかし、キャンペーンで使うロゴ、ポスター、キャッチコピーなどは、外務省 (Foreign and Commonwealth Office、FCO)、ビジネス・改革・技術省 (Department for Business, Innovation and Skills、BIS) を含む政府の省、英国貿易・投資庁 (UK Trade & Investment、UKTI)、英国政府観光庁及び民間企業等も使用し、海外に向けて統一的な英国のブランドイメージを発信する。キャンペーンのコンセプトの構築や広告デザイン、キャッチコピーの作成などは、文化・メディア・スポーツ省の委託で、大手広告代理店

「マザー (Mother)」が手掛けた。キャンペーンの媒体には、政府の省などのウェブサイト、ソーシャル・メディア、新聞・雑誌、テレビ・ラジオ等を使う。屋外または空港で、ビルボード (大型広告板) の掲示による宣伝も行うほか、アカデミー賞やニューヨーク・ファッション・ウィークなどの国際的な大イベントに絡めたプロモーション活動も実施する。

同キャンペーンの対象国は、ブラジル、中国 (香港を含む)、米国、フランス、ドイツ、日本、オーストラリア、インド、カナダである。特に、それらの国の大都市であるリオ・デ・ジャネイロ、サンパウロ、北京、上海、広州、香港、ニューヨーク、ロサンゼルス、パリ、ベルリン、東京、シドニー、メルボルン、ニューデリー、ムンバイ、トロント、バンクーバーを主要なターゲットとして位置付けている。

「デジタル絵葉書」などを配布し、家族、友人の呼び寄せを奨励

「GREAT」キャンペーンでは、「グレート・ブリテンからの招待状 (GREAT Britain - You're Invited)」とのキャッチフレーズを掲げ、プロモーション活動を展開している。このキャッチフレーズを使ったプロモーションの一環として、2012 年1月から、英国在住者が海外に住む友人や家族、親戚などに英国訪問を勧めるためのフェイスブック (Facebook) のアプリケーション、自分でメッセージを入れ、パソコン上で送ることができる「デジタル絵葉書」などの無料配布が開始された。政府によると、2011 年に英国を訪れた外国人のうち 4 人に 1 人は、英国在住の友人や家族、親戚の訪問がその目的であった。これらの人々による英国訪問が英経済にもたらす利益は、年間 36 億ポンドにも上る。

ジョン・ペンローズ観光促進担当閣外大臣は、今回の新たなプロモーション活動の始動について、次のようにコメントしている。

「これ (フェイスブックのアプリケーション及びデジタル絵葉書等の使用) は、更に多くの外国人旅行者の誘致を目的とした、革新的であり、また利用者が自分の個性を發揮できる方法である。私たちは、英国が、全ての人にとって、休暇で最も訪れたい場所になることを望んでいる。可能な限り多くの人に英国を訪問してもらい、ロンドンオリンピックやダイヤモンド・ジュビリーの祝賀イベントに参加して欲しいというのが私たちの考えである」

***付録**

「GREAT」キャンペーンは、英国ブランドの海外向けプロモーション活動の一環として、投資先、旅行先としての英国の魅力を挙げた次のような宣伝文を作成し、キャンペーンの関係省、政府機関のウェブサイトに掲載している。

英国に投資すべき理由：

技術革新 — 技術革新は英国文化の核を成す。電話からワールドワイドウェブ(WWW)まで、英国発のアイデアと発明が、世界を形成してきた。

起業： 英国では今や、企業設置に要する期間が2週間未満である。

クリエイティビティ： 英国は、国民一人あたりのクリエイティブ産業の生産高が世界一である。

知識： 世界のトップ10の大学のうち4校は英国にある。

環境： 英国は、オフショア風力発電の分野で世界の最先端を走っている。世界最大の風力発電所は、ケント県サネット(Thanet)市沖にある。

その他：

- 英国には、柔軟性のある労働市場など、企業活動の活性化を促す経済環境が存在する。

- 英国は、法人税率を、先進7カ国(G7)で最も低いレベルに下げようとしている。

- 英国は、新設企業と高成長分野の企業を対象とする税制優遇措置を拡大した。

- 英国は、知的財産保護の新たな仕組みを整備し、また特に起業家と投資家を対象にしたビザを導入するなど、改革を続けている。

- 英国は、調査・研究への投資を重視しており、大学と起業の連携を奨励し、優れた研究を利用して利益を生み出すことに貢献するため、「技術・改革センター(Technology and Innovation Centres、TICs)」の設置を進めている³。

- 英国政府は、「エンタープライズ・ゾーン(Enterprise Zone)」⁴と呼ばれる経済特区をイン

³ TICsの設置は、現政府が2011年度予算の中で発表した。これまでに、製造業で使う技術を研究・開発するTICsが複数設置されており、今後は、細胞療法及びオフショア再生エネルギーなどの研究を行う施設が創設される予定である。

⁴ 経済特区「エンタープライズ・ゾーン」は、1980年代にサッチャー保守党政権が導入した制度である。前労働党政権中には設置されなかったが、現政権は、2011年3月に発表した2011年度予算で、「エンタープライズ・ゾーン」の制度を復活させることを明らかにした。

グランド内の 22 ヲ所に新たに設置した。エンタープライズ・ゾーンでは、企業に対する税優遇措置の実施、超高速ブロードバンドの整備などによって、経済成長を支援している。

・英国政府は、企業の研究開発 (R&D) 活動に係る税額控除制度において、中小企業に適用される控除率を引き上げた。2012 年度予算には、同措置の更なる拡大を盛り込む。

・英国には、生命科学 (ライフ・サイエンス)、医薬品、製造、航空宇宙、先端工学関連の分野で世界の市場を率いる一流企業が存在する。

・英国には、世界トップレベルの企業向けサービス提供機関及びクリエイティブ産業の企業が存在する。これらには、法律事務所や会計事務所、建築事務所、マーケティング会社、広告代理店、デザイン会社が含まれる。

英国を訪れるべき理由:

・**歴史的遺産:** 英国内には、ユネスコに登録された 28 の世界遺産がある。また、歴史的遺産を有する 8 つの都市、ローマ時代の城郭都市の遺跡が残る 14 の街がある。エジンバラ市中心部はユネスコ登録の世界遺産の一つであり、芸術祭エジンバラ・フェスティバルの会場でもある。

・**スポーツ:** 英国では、2010 年から 10 年間にわたり、大規模なスポーツ大会が開催されている。これらには、2012 年ロンドン・オリンピック、2014 年に開催される英連邦競技大会、2015 年のラグビーのワールド・カップなどが含まれる。

・**ショッピング:** ロンドンは世界的に有名なショッピングの中心地である。最近、ロンドンのオリンピック・パークに隣接して、欧州最大のショッピングセンターである「ウェストフィールド・ストラットフォード・シティ」が開店した。また、ハロッズ、セルフリッジズ、フォートナム・アンド・メイソン、ハービー・ニコルズなど、世界で最も良く知られたデパートや小売店の幾つかが軒を連ねている。

・**音楽:** グラインドボーン音楽祭からグラストンベリー・フェスティバルまで、英国では、世界最高レベルの音楽イベントが開催される。

・**田園風景:** コンスタブルからワーズワースまで、英国の田園風景は、世界の最も優れた芸術家や詩人を魅了してきた。

その他:

- ・英国には、世界のトップ 5 の美術館・ギャラリーのうち 3 館がある。
- ・ブリテン諸島⁵は 6000 以上の島で構成される。イングランド内の全ての土地は、海岸から 120 キロメートル以内に位置する。
- ・コーンウォールのランズ・エンド岬からスコットランドのジョン・オグローツに至る英国の全国土に計 15 の国立公園がある。これらには、山々が連なるウェールズのスノードニア地域、北アイルランドのジャイアンツ・コースウェー地域などが含まれる⁶。
- ・英国では、世界で最も有名なスポーツ大会の幾つかが開かれ、それらの開催会場も良く知られている。これら会場には、サッカー大会が開催されるウェンブリー・スタジアム、ウインブルドン・テニス大会の会場であるテニス競技場、トゥイッケナム・ラグビー競技場、ローズ・クリケット競技場、F1 レースの会場であるシルバーストーン・サーキット、ニューマーケット競馬場、ゴルフ大会が開催されるセント・アンドルーズのゴルフコースが含まれる。
- ・バッキンガム宮殿にロンドン塔、カーディフやコーダー⁷、エジンバラ、ウインザーの城に至るまで、英国には、世界の最も素晴らしい歴史的建造物の幾つかが存在する。
- ・2010 年 11 月、ストラット・フォード・オン・エイボン市で、シェークスピアの作品を上演する 2 つの劇場が、最新設備を備えて再オープンした。ロンドンでは、シェークスピアの作品の多くが初演されたグローブ座が 1997 年に復元された。
- ・エリザベス 2 世は、2012 年に即位 60 周年を迎え、これを記念する「ダイヤモンド・ジュビリー」の祝賀イベントが開催される。

【博物館が並ぶ西ロンドンの「文化通り」が歩行者と車の「共有空間」に生まれ変わる】英国

標識や信号の撤去で安全性向上へ

2012 年 2 月 1 日、3 年間にわたった工事の終了を受け、ロンドン西部サウス・ケンジントン地区にある大通りであるエキシビション・ロード (Exhibition Road) が、欧州最大の「共

⁵ ブリテン諸島は、グレート・ブリテン島、アイルランド島及び付近の島々の総称。

⁶ ランズ・エンド岬はグレート・ブリテン島の南西の端に、ジョン・オグローツ地区は北端に位置する。北アイルランドのジャイアンツ・コースウェー地域は、火山活動で形成された石柱群が連なる観光名所である。

⁷ コーダーは、スコットランド北部の地区であり、中世に建設された城がある。

有空間 (shared space) 」の一つとして生まれ変わった。

エキシビション・ロードは、地下鉄サウス・ケンジントン駅からハイド・パークまで伸びる約 800 メートルの道路である。自然史博物館、科学博物館、ビクトリア・アンド・アルバート博物館といった英国を代表する文化施設が両脇に並び、「文化通り (cultural artery) 」とも呼ばれる。この付近は、ロンドンでも特に人気の高い地域であり、昨年、エキシビション・ロードとその周辺エリアへの訪問者の数は、計 1100 万人に達した。

このように多くの人を訪れる通りでありながら、エキシビション・ロードはこれまで、観光客を乗せた大型バスが世界中から押し寄せて駐車場のごとき光景を呈していたばかりか、柵や標識、車止めなどが所々に設置され、歩行者にとって快適な環境ではなかった。そのため、サウス・ケンジントン地区を管轄地域とする自治体であるケンジントン・アンド・チェルシー区とロンドン交通局 (TfL) は、建築事務所「ディクソン・ジョーンズ (Dixon Jones) 」に依頼し、エキシビション・ロードの再整備を行った。ディクソン・ジョーンズは、都市計画の専門家であるオランダ人のハンス・モンデルマン氏が考案し、過去 20 年間、オランダ及びスカンジナビア諸国などで広まっている「共有空間 (shared space) 」と呼ばれる手法を採用した。

「共有空間」とは、信号、標識、歩行者用柵、縁石などの交通管理の手段を取り払うことによって、道路の美観を改善するのみならず、安全性と効率性を高め、歩行者が利用し易い環境を作るという都市計画のコンセプトである。信号や標識を撤去する方が安全になると考えられるのは、それらがないと、歩行者もドライバーも道路の利用により慎重になり、事故が減少すると想定されるためである。実際のところ、世界の様々な都市で「共有空間」のコンセプトに基づいて道路を再整備した結果、交通事故が減少したことが報告されている。

それら都市の道路と同様、エキシビション・ロードも、1800 万ポンドを費やした工事の結果、信号や標識などが撤去されたほか、歩行スペースが拡大された。また、車椅子やベビーカーの通行の障害となる歩道と車道の段差がなくなり、車も歩行者も同じ高さの平面を通行するようになった。同時に、車両には新たに時速 20 マイル (32 キロメートル) の速度制限が設定された。更に、車両用スペースと歩行者用スペースの境目には、視覚障害者が安心して歩けるよう、視覚障害者誘導用ブロック (日本で「点字ブロック」と呼ばれるもの) が敷設された。障害者支援の慈善団体からは、今回のエキシビション・ロードの再整備について、同地区の文化施設に行き易くなったなどとして歓迎する声が上がっている。

しかし、エキシビション・ロードの道路再整備については不満の声も聞かれており、例えばドライバーの権利を主張するロビー団体は、適度なスピードを出して運転する権利が奪われたとして批判している。こうした声に対し、ケンジントン・アンド・チェルシー区は、数年前に同区内の別の大通りで、今回より小規模ながらも同様のスキームが実施された際は、交通事故が 60% も減少したと指摘し、反論している。

2012年2月1日、生まれ変わったエキシビション・ロードのお披露目式典に出席したボリス・ジョンソン・ロンドン市長は、次のようにコメントした。

「世界的に有名な文化と学問の中心地において道路を再整備するこの賢明な試みは、この地域への訪問を更に快適なものにするだろう。エキシビション・ロードが歩行者優先の道路となったことで、特に子供がいる家族にとっては、周辺の観光スポットへの訪問がより容易に、かつより楽しくなるだろう」

この他に、ロンドン中心部で近年実施され、国内外の都市計画専門家の大きな関心を集めた試みとしては、2009年11月、地下鉄オックスフォードサーカス駅付近に、東京・渋谷の駅前交差点をモデルにしたスクランブル交差点が導入されたというものがある。オックスフォードサーカス駅周辺は、ウェスト・エンド地区と呼ばれる繁華街の一部であり、多くの小売店が並ぶショッピング街である。

かつてはビクトリア朝の市民に皮肉られた学芸の街「アルバートポリス」

冒頭で述べたように、エキシビション・ロードは、地下鉄サウス・ケンジントン駅からハイド・パークまで伸びる通りである。ハイド・パークに隣接するケンジントン・ガーデンには、ビクトリア女王(在位 1837～1901年)の夫であったアルバート公の記念碑が建てられている。この付近のエリアは、そのアルバート公にちなんで、「アルバートポリス(Albertopolis)」とも呼ばれている。

アルバート公は、1851年のロンドン万博の運営を担った「王立万博委員会」の会長に就任し、博覧会の指揮役を務めた。万博は巨額の収益をあげ、アルバート公は、この資金を使ってサウス・ケンジントン地区に文化と教育の中心地を誕生させる計画を打ち立てた。王立万博委員会は、この構想に沿って同地区に土地を購入し、1852年にはサウス・ケンジントン博物館(現在のビクトリア・アンド・アルバート博物館)が、1857年には科学博物館が設置された。アルバート公は1861年に42歳の若さで病死したが、氏の構想はその後引き継がれ、自然史博物館(1881年開館)やコンサートホールのロイヤル・アルバート・ホール(1871年開館)などが建設された。「アルバートポリス」に現在あるその他の文化・学術関連施設には、共に名門大学であるインペリアル・カレッジ・ロンドン(Imperial College London)、王立芸術大学(Royal College of Art)などがある。

「ポリス(polis)」は、古代ギリシャの「都市国家」を意味する言葉である。「アルバートポリス(アルバート公の都市国家)」とは、ロンドンに文化と学問のメッカを創出するという構想が、帝国主義的な傲慢さと仰々しさに満ちていると考えた当時の人々が、この試みを皮肉的に表現した言葉であった。

ビクトリア朝の終焉後、この地区が「アルバートポリス」と呼ばれることはなくなった。しかし、1960年代に入ってから、建築史の研究家の間で、同地区の呼称としてこの言葉が再

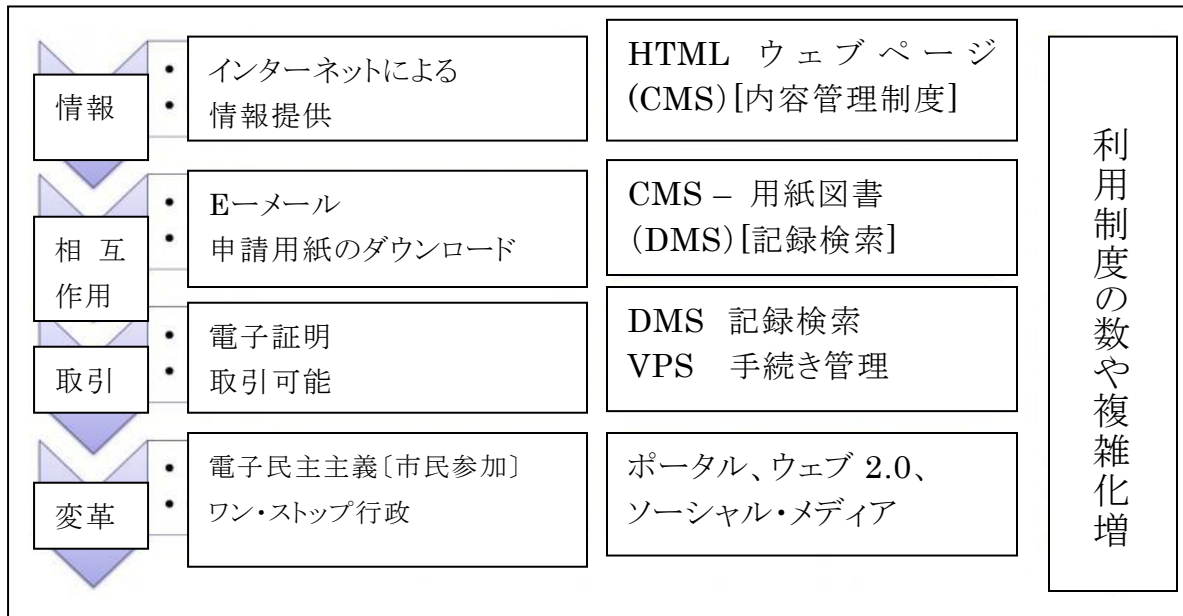
び使われるようになった。最近では、ビクトリア・アンド・アルバート博物館が、学芸の街としての同地区の発展に焦点を当てた「アルバートポリス展」を開催している。

【電子自治体の背景と定義】ドイツ

ポツダム大学地方自治研究所 イェンス・テッサマン

イルメリン・キルヒナー訳・編集 ((財)自治体国際化協会ロンドン事務所主任調査員)

1990年代後半以来、情報技術の利用が飛躍的に社会に浸透した。特にインターネットの発展やネットを利用するアプリケーションは職場、そして人の生活様式に大きな影響を与えるようになった。特に情報処理を基本とするサービスは、新しいメディアや技術の応用を通じて、生産過程においてより効率的で効果的に実施することができるようになった。また、‘Google Streetview’、ソーシャル・ネットワーク、ネット辞書、電子販売、ブログ、今まで存在しなかったサービスや商品が誕生し、さらにスマート・グリッドやスマート技術を利用した自動車も生産されている。公共分野では遅れてはいるものの、情報の交換やコミュニケーションを改善し、行政手続きを改善するためにこの新しい技術を利用し始めている。情報通信技術 (ICT) や処理過程の管理を公共行政に応用することは、「電子政府・電子自治体 eGovernment」と呼ばれる。電子自治体では、情報通信技術の利用の浸透度により、行政行動や行政サービスを「情報・Information」、「コミュニケーション・相互作用・Interaktion」、「取引・Transaktion」及び「変革・Transformation」の四段階に区別することができる。



出典: 地方自治体の情報技術 (IT)、<http://blog.egovernment.krzn.de> (2012年1月23日アクセス)

初期段階は、情報提供やコミュニケーションといった部分だけを、インターネットを通じて行うことを意味するが、「取引」段階になると、申請から行政手続を経て、結果の通知せや支払いまでが電子的な手続きで実施できることを意味する。情報やデータの提供、申請用紙のダウンロードやそれについてのやり取りは、現在普及している情報技術ではそれほど複雑ではないが、申請から支払いまですべての行政手続を電子的に実施するた

めには、もっと高度な応用技術が必要である。そのためには、組織構造の変更も重要課題である。したがって、公共部門の組織、特に地方自治体は、まずは電子的な情報提供、そしてコミュニケーションのインフラの成立に注目した。最初の段階は、ウェブページの開設により基本的な情報提供を試み、次に組織内や外部の IT 専門家を利用しながら、提供の幅を広げた。しかし、行政が努力をする間に、平行して社会的な要求も高くなった。現在では、申請用紙・届け用紙、行政組織案内、電子メールでのコミュニケーションの他、議会情報提供やインターネットを通じての「電子民主主義 e-democracy」や「電子市民参加 e-participation」という市民参加方法も要求されている。

ウェブでのバリアフリーの傾向

さらに、地方自治体のウェブページでは、利用者の利便性、ページのデザイン、そしてその機能が注目される。行政サービスを完全にネット上で行うためには、今後、解決すべき大きな課題が残されている。その主な理由として、現行法や伝統的な行政の構造や、現在の技術的、組織的な条件との間のギャップが挙げられている。例としては、行政手続に必要な署名を高い安全度で電子的に伝達することが長い間不可能であった。この問題は、電子証明書や電子上の証明技術の発展で部分的に解決されたが、今でも導入された制度がスムーズに機能しない上に、電子証明書や電子証明技術が全国に普及していないため、まだ課題が残っている。

地方自治体の状況

公共行政全体を見ると、地方自治体は早い段階から電子政府の考え方を積極的に受け入れた。連邦政府や各州政府は、電子自治体の取り組みをあらゆる補助制度により支援したが、それでも多くの地方自治体で必要な投資と財源を確保するためには大きな課題があった。20 年以上続いている財政難により、多くの地方自治体は赤字を抱えており、質の高い電子政府を実施し、維持するためには、技術上、組織上、そして職員の研修のために多額の投資が必要である。

各自自治体の負担を下げ、導入された取り組みの持続性を高めるためには、地方自治体間の協力、すべての地方自治体が行う基本的手続きや技術の標準化が求められている。しかしながら、地方自治体はこうした要求をほとんど無視し、それどころか、自治体ごとに独自の「電子自治体」構造を築く傾向が見られる。独自の方針に基づいて、オンライン・サービスの提供、ウェブサイトのデザインや内容、内部での専門ソフトの利用を決めている。地方自治体内部で使用するソフトに関しては、すでに特定の提供者がある。地方自治体は自治権が保証されている組織であり、この状況は、ドイツの国家原則である「分配された自治の原則」に従うが、現実的には、このような個別主義では、電子政府の取り組みだけでなく、その他の分野でも持続性や適切性が問われるようになってきている。効率的で成果のある電子政府を実施するためには、小規模の市町村では、技術的な基準を

協力して形成し、必要に応じて拡大できるモジュール方式の制度が効果的である。このような制度を形成するには、連邦や州は法律上や財政上の条件を整えることが必要不可欠である。連邦政府は、2010年に「全国電子政府戦略」を定め、情報通信技術計画委員会を設立した。

連邦政府の「全国電子政府戦略」

「全国電子政府戦略」に基づいて、連邦、州および地方自治体はレベルを超えて情報通信技術を利用しながら協力し、電子政府の可能性をフルに利用することが最終目標である。

戦略の中心にあるのは、市民向けの「ワン・ストップ政府」と、欧州のサービス指令により設置が必要となった企業のための統一された行政コンタクト先の設置、「オープン・ガバメント」と呼ばれる情報やデータ公開を目指す透明性政策、そして行政サービス全体をICTを通じて行うことである。また、国民すべてがインターネットにアクセスできるようにするため、ブロードバンドや携帯ネットの拡大も重要なものと位置付けられている。高速インターネットの利用できなければ、電子政府の様々なサービスが受けられない。多様な補助金体系がすでにあるが、いまだに接続ができない場所も存在している。このような場所は、人口密度が低く、都市部から遠く離れている地域にあり、経済的な理由から企業による高速インターネットの設置が難しい状況にある。最近では、衛星放送の無線技術を利用することで高速インターネットへの接続を可能にする取り組みが予定されているが、財政危機の影響で財源が不足しているため、地方自治体はさらなる補助金の提供を求めている。

地方自治体の取り組みの違い

地方自治体の電子自治体の戦略の違いに応じて、それぞれの具体的な電子自治体の取り組みの質、そして具体的なサービス内容も大きく違ってくる。いくつかの自治体では、市民や企業を対象に、包括的なサービスがあり、情報提供から通信方法、サービス提供まで揃っている。それとは対比的に、別の地方自治体ではウェブページによる限られた情報提供しかない。したがって、新しいICT技術を通じたサービス提供の実施には大きな違いがある。市民が活発にアイデアを提供し、サービスを形成し、そして決定に参加するという新たな形の市民参加に関しては、電子自治体に対して更なる挑戦が待っている。これからは、行政サービスを電子的に提供するだけでなく、「電子的市民参加 ePartizipation」や「電子的民主主義 eDemokratie」の基本となるオンラインでの議論ができるソーシャル・メディアの利用、電子投票やデータの公開で市民参加を可能とする努力が必要である。

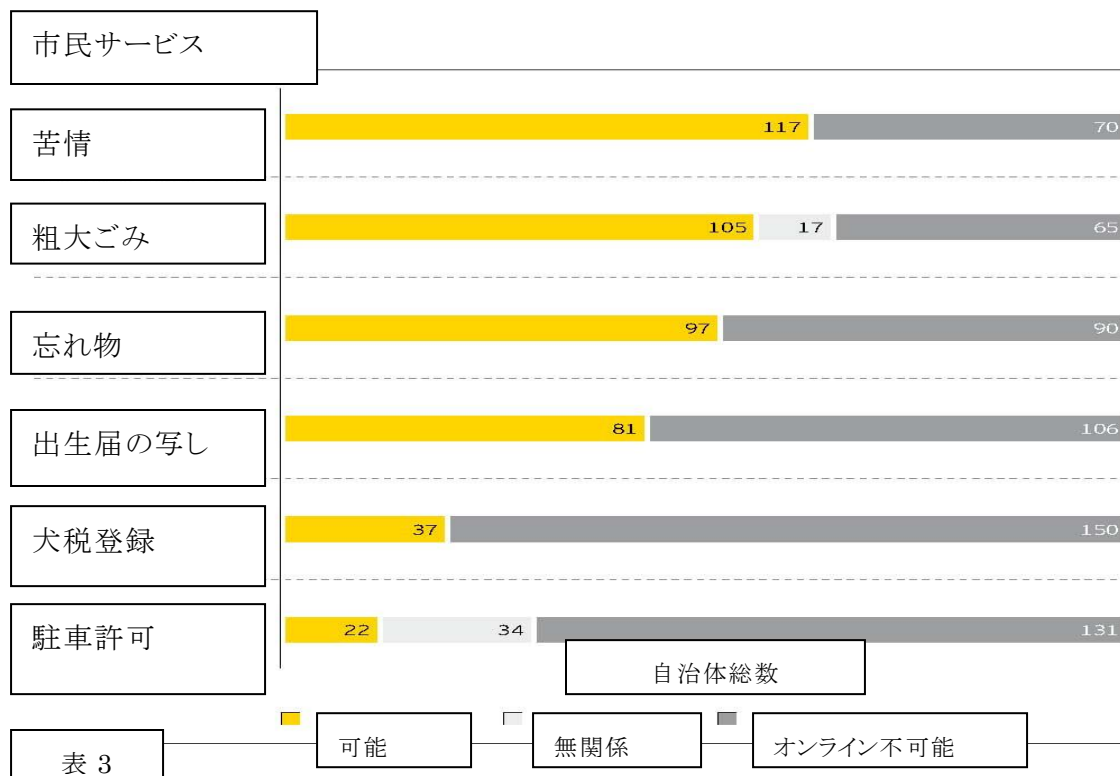
電子自治体の実施状況調査

2011 年春にコンサルティング社アーンスト・アンド・ヤング(Ernst & Young)は、地方自治体の実施状況を調査した。調査の対象は、人口 5 万人以上の 187 市でのオンラインのサービスの提供状況やその質、そして電子メールを通じてのコミュニケーションであった。「オンラインのサービス」の定義は、すべての手続きがコンピューターで可能であることであり、ウェブページからダウンロードされた用紙を郵送する必要がある場合は、「オンラインのサービス」として見なされなかった。

比較の対象サービスは、以下のものが選択された。

- ① 苦情の取り扱い
- ② 粗大ごみの取り除き申請
- ③ 忘れ物取扱所
- ④ 出生届の写し交付
- ⑤ 犬税のための登録
- ⑥ 駐車許可の申請(住宅街での許可)

企業向けのサービスでは、入札公示についてオンラインで情報提供を行っているかどうか、または電子的に入札手続きが可能かどうかを調査された。よく使われる用語についてのウェブサイトでの検索機能、支払い方法としてオンライン決済サービス「ペイパル PayPal」の利用、またはクレジットカードでの支払い可能性も調べられた。調査の具体的な実施方法は、ウェブサイトの利用・分析や各自治体への試験的な電子メールの送信であった。様々な科目に点数が配布され、総合点は 50 点であった。最終結果では、39 点を獲得したデュッセルドルフ市、それに 37.5 点を獲得したシュトゥットガルト市及びフライブルク市が続いた。

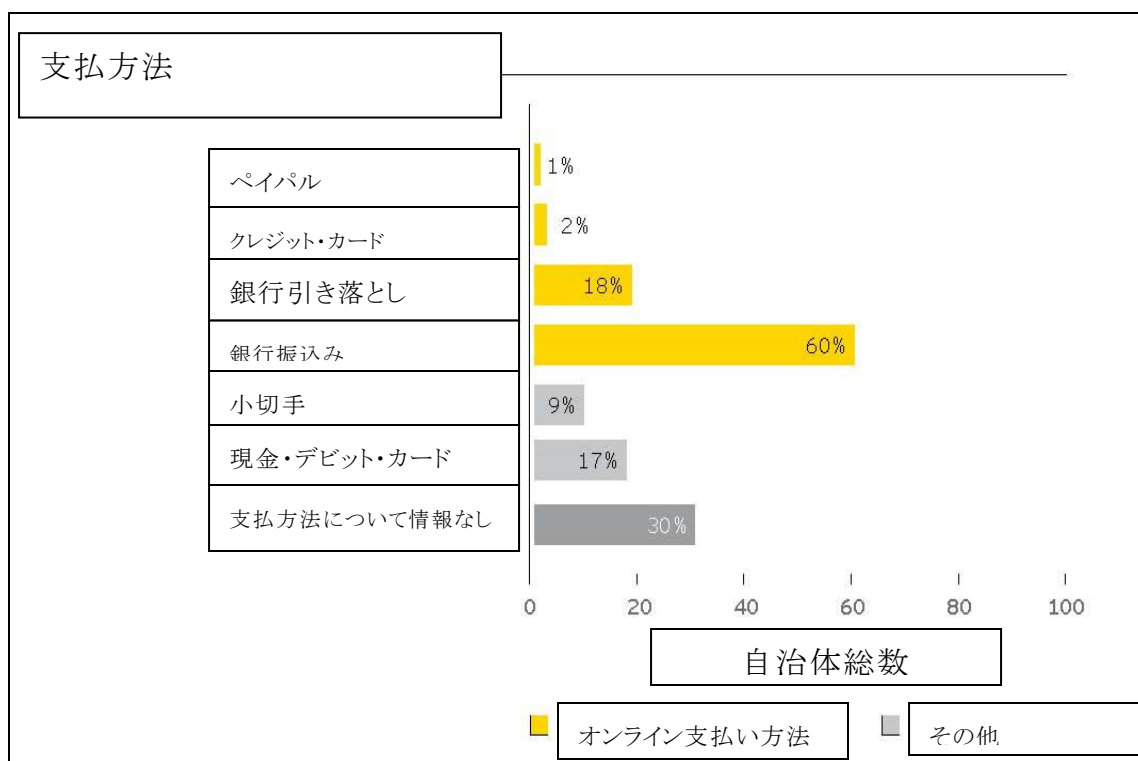


サービス提供についての調査結果

多くの市は、「苦情」「粗大ごみ」、そして「忘れ物」の категорияでオンラインのサービスを提供している。それに対して、「犬税の登録」や「駐車許可」という市民向けサービスは、オンライン手続きは多くの自治体ではまだ未実施である。

企業向けサービスでは、公共事業の入札案件情報は殆どの地方自治体でオンラインで見ることができるが、詳細な情報、入札手続きがネットで可能な地方自治体は全体の16%である。このサービスはまだ改善する余地がある。

調査の対象となったサービスに関する支払い方法についてみれば、利用者からの銀行振り込みが最も主流であった。三つの地方自治体では、クレジット・カードでの支払いが可能、オンライン決済サービス「ペイパル PayPal」が使用可能だったのは1市だけであった。銀行の引き落としは、18%の市で可能となっていた。このような結果を見れば、最近のオンライン支払方法はまだ地方自治体で採用されておらず、従来からの支払方法が一般的である。効率的な電子政府を実行する上では、オンライン・サービスにもオンラインの支払いが一つのセットとしてできることが望ましい。やはりこの分野でも改善の余地がある。

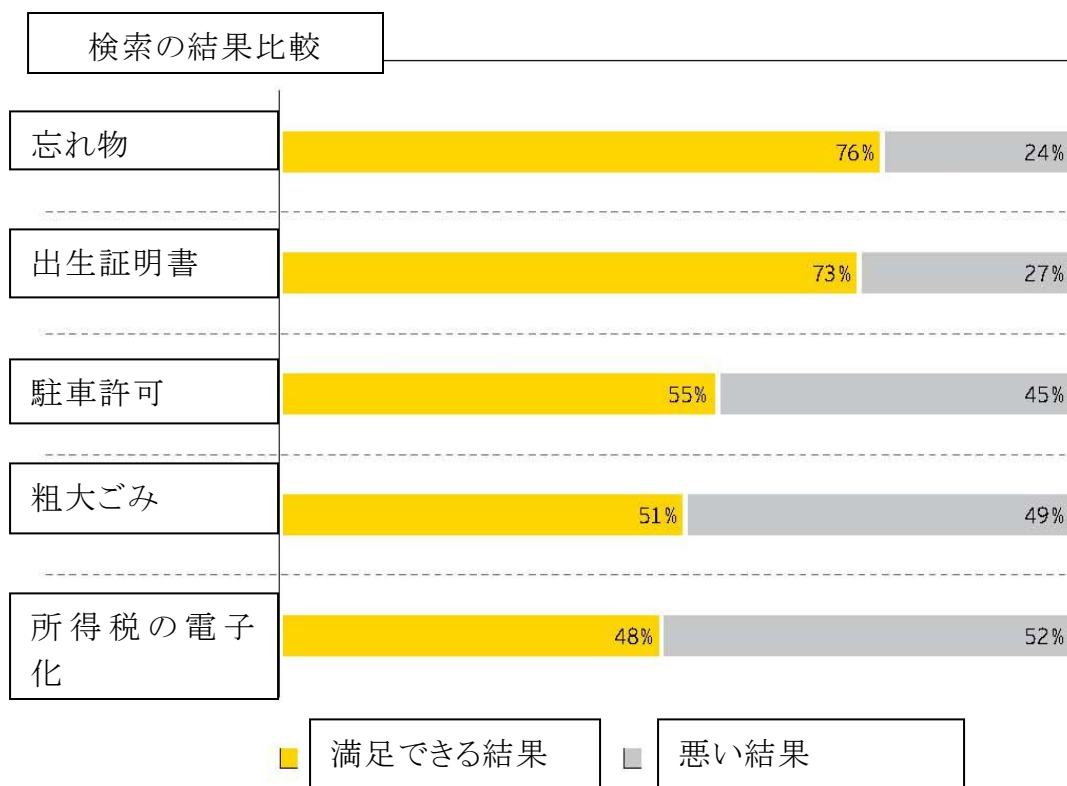


ウェブサイト検索機能についての調査結果

地方自治体のウェブサイトを検索する機能を比較した結果では、地方自治体の60%は割合高い点数を取ることに成功した。この調査項目では、検索をかけたものに対して、サービスに関するアルファベット順のリストではなく、すぐに結果が表示される場合に高い点数が与えられた。

しかし、自治体の半分で、調査の時点で例を言えば、「所得税の電子化」のようなニュース性があり、関心度が高いテーマについての検索結果は不十分であった。自治体のウェブサイトとは別のサイトへ誘導される場合には、よくないと判断され、低い点数となった。

検索機能に対するもう一つの評価要素は使いやすさであった。それは、ウェブサイトのすべてのページから一つの検索表現に対して、同じ結果が表示される、という結果が最も望ましい。これに対しても、多くの自治体はよい点数を獲得した。14%の自治体がこのカテゴリで弱点があった。



電子メールの取り扱い状況の調査結果

電子メールを通じた地方自治体とのコミュニケーションについては、満足できる結果ではなかった。電子メールの受信確認は、28%の自治体のみで行われ、何の返事もない地方自治体の割合は10%であった。このような問題は、自動受信確認システムの使用で解決可能である。また、電子メールの回答に関する内部調整が不十分であった自治体もあり、2市では、同じ質問に対して二つの異なる回答を出しており、1市では、同じ質問に対して二人の職員から回答が出されていた。

電子メールの回答の早さは大体の自治体では問題がなく、自治体の72%は24時間以内に回答した。72時間以上を必要としたのは、僅か6%の自治体であった。

回答内容については、正確性や充実度が評価された。この点に関しては、自治体の71%は高い点数を得た。63%は、質問で要求されていた以上の追加情報を提出し、高く評価された。

しかし、電子メールの取り扱いに関しては、自治体は関心度が高いニュース性のある分野について、情報更新やその提供にもっと注目すべきであり、あるサービスについて担当が替わったり、手続きの変更などがあった場合、もっと住民に知らせるべきである。電子メールの取り扱いプロセスの改善、そして電子メール管理システムの導入がこれからの課題である。

現在の電子自治体に対する総合的評価

2011年の春に実施された調査では、多くの地方自治体において、真の電子自治体を実現するためには新たな改善が必要であることが証明された。既存の組織構造や採用している手続きを、新技術に適応させる必要がある。電子自治体のために重要なことは、インターネット上でアクセスできるサービスを最初の申請からすべての段階を通じて、支払いまでネットでできるように設定しなければならない。インターネットから離れ、申し込み用紙を印刷し、手書きで署名してから郵送し、またはスキャンして送信するなどという方法は避けるべきである。「オンラインでサービスを利用できる」という電子自治体を提供するためには、市民が自分の用件を早く、使いやすく、満足行くように達成できることが求められている。検索に時間がかかって、情報を探し出してから別に手続きを取るといった状況では不十分である。

電子政府全体をさらに発展させるためには、地方自治体を含む各政府機関は民間企

業や非営利団体などとの協力が必要である。その実現には、共同基準となる根本的なサービスの導入、インターネットへの接続拡大、そして財源的な支援が欠かせない。地方自治体は、現在の電子自治体のインフラを基に、さらなる改善の努力が必要である。

参考文献

b.i.t. consult, 2010, Studie: Effizientes E-Government. Langfassung, <http://www.bitconsult.de> (23.01.2012).

b.i.t. consult コンサルティング社、2010年調査「効率の高い電子政府」、<http://www.bitconsult.de> (2012年1月23日アクセス)

Ernst & Young, 2011, E-Government 2011. Grad der Umsetzung durch die Kommunen, <http://www.ey.com> (23.01.2012).

アーンスト・アンド・ヤング社、2011年調査「電子自治体実施調査」、<http://www.ey.com> (2012年1月23日アクセス)

Karger, Pia/ Rüß, Oliver/ vom Scheidt, Nadia, 2005, eGovernment. In: Blanke, Bernhard et. al., Handbuch zur Verwaltungsreform, S. 136ff.

P.カルガー、O.リュース、N.シャイト:「電子政府」、ページ 136 以降、in: B.ベルンハート等編集、「行政改革手引き」2005年

Geschäftsstelle IT-Planungsrat, 2010, Nationale eGovernment-Strategie, <http://www.it-planungsrat.de> (23.01.2012).

情報通信技術計画委員会事務局、「全国電子政府戦略」、2010年、<http://www.it-planungsrat.de> (2012年1月23日アクセス)

DEMO: Report eGovernment, 2011, Ausgabe 1-2/2011, S. 52ff.

雑誌「DEMO」、電子政府特集、2011年1・2月号、ページ 52 以降

【ドイツの新たな統合政策】ドイツ

2012年1月31日、連邦政府、州政府、地方自治体の代表組織、宗教団体、組合や全国スポーツ協会を含む非営利組織が参加した第5回「統合サミット」がベルリンで開催された。「移民の背景を持つ人々」⁸の社会的統合のための現状報告や新たな政策目標

⁸ 「移民の背景を持つ人々」は、2005年から採用された定義で、次の住民を指す。①1949年以降に現在のドイツ連邦共和国に移住した人、②ドイツで生まれたすべての外国人、③ドイツの国籍を取得した外国人、④少なくとも両親の片方が移民であるか、もしくはドイツで生まれた外国人である人。

が発表された。2007年に開催された同様な統合サミットでは、「国民統合計画」が発表され、その後引き続いて、多数の分野別に設置された委員会において、統合政策の改善方策が議論され、今回のサミットでは、次のステップとして「国民統合活動計画」が発表された。分野別委員会での政策協議の成果について報告が行われ、これからの方向性を確認し、そして新たな目標が発表された。

今回初めて導入された政策は、公共分野において移民の背景を持つ人々の就職を増加させることである。現在のドイツ社会において、20%近くの人々は、広い意味で移民の背景を持つ。そのうち、外国籍の人々は8.8%、ドイツ国籍の人々は10.4%を占める。しかし、現在では、警察、消防、教員、そして一般行政職のうち、移民の背景を持つ人々の率は9.9%に過ぎない。特に警察に対する信頼が移民の背景を持つ人々の間では高くないため、移民の背景を持つ警察官の割合を高めることで、信頼関係を改善できるという期待が持たれている。今後、公共分野の様々な職について、移民の背景を持つ人々に関心を持ってもらうための広報キャンペーンを実施するや、組織内では、移民の背景を持つ人の採用を妨げる障害を取り除き、すべての職員を対象に多文化共生の研修を行うことなどが予定されている。

「国民統合活動計画」のもう一つの重要課題は、医療や保健サービスである。高齢化が進むなか、移民の背景を持つ人々の間でも高齢者が増えており、特定の福祉分野以外にも、医療サービス全般で様々な課題がある。

これから特に注目される分野は、次の通りである。

- ・予防や健康促進事業において、移民の背景を持つ住民の参加を増やすこと
- ・医療機関や医療サービスを利用しやすく改善すること(言語支援などを含む)
- ・保護・福祉サービスを利用しやすく改善すること
- ・医療分野及び保健・福祉分野において、移民の背景を持つ人の就職を促進すること

連邦政府は、外国で取得した資格の認定を改善する法律〔外国の職業資格認定法〕を制定し、2012年4月に施行となる。これにより、医療分野においても、移民の背景を持つ人々の就職増加につながる期待がある。

「国民統合活動計画」で再び注目されている分野は、就学前の教育である。保育所や幼稚園でのドイツ語教育の重要性は、過去の計画においても強調されており、各州、各市町村ですでに様々な事業が行われているにも関わらず、最近の調査によれば、移民の背景を持つ家庭の子供が保育所や幼稚園へ通うだけでは、ドイツ語を母国語とする子供たちのドイツ語と同様なレベルには到達しないという結果が出ている。こうした事情を受けて、連邦政府は、特に移民の背景を持つ住民が多い地区にある全国の4000乳幼児保育総合施設を対象に、特別な言語支援補助員のための補助金を交付することにした。

この事業は 2011 年 9 月に開始され、2012 年夏までに約 2000 施設を補助施設として登録することを目標としており、その残りの施設も一年以内に登録される予定である。補助の対象は、主に職員の研修や有資格者の新たな採用である。

「国民統合活動計画」のその他の注目分野は、職業教育や生涯教育を含む教育分野、労働市場や就職支援、文化、スポーツ、メディア、そして地域における統合である。しかしながら、この分野の管轄は州または地方自治体であるため、事業や取り組みは多様であり、計画には具体化されていない。連邦政府としては州または地方自治体の支援策がほとんどであり、大部分は既存事業の延長である。

参考文献

Bundesregierung Deutschland, Nationaler Integrationsplan

<http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/IB/Artikel/Nationaler%20Integrationsplan/2012-12-31-integrationsgipfel-5.html>

Bundesministerium des Innern, Nationaler Aktionsplan

http://www.bmi.bund.de/DE/Themen/MigrationIntegration/Integration/Nat_Integrationsplan/integrationsplan_node.html

Die Zeit im Internet, 31.1.2012, 'In deutschen Behörden sollen mehr Migranten arbeiten',

<http://www.zeit.de/gesellschaft/2012-01/integrationsgipfel-aktionsplan>